

各学校施設開放運営委員会
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部
政策調整担当課長 東 慎太郎

緊急事態宣言延長に伴う学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

兵庫県に発令されている緊急事態宣言が、令和3年5月12日から5月31日まで延長されることとなりました。

これに伴い、延長された発令期間中の学校施設開放事業での 施設利用は引き続き中止とさせていただきます。

ただし、下記の活動については、主催者による責任ある感染防止対策の徹底のもとで可能とします。

感染の拡大防止のために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【学校施設利用が可能な活動】

1. 公式戦等

※公式戦等とは、主催者が責任を持って、競技団体等が定めるガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図って開催される大会等をいう。

2. 公式戦等における負傷・事故防止のための必要最低限の練習活動

- ・公式戦等と位置付ける大会等初日の3週間前からとしてください。
- ・公式戦等における負傷・事故防止のためという趣旨をご理解いただき、練習活動時間が長時間にわたらないよう配慮してください。

3. ただし、市の対応方針として、緊急事態宣言延長期間中は屋内の運動施設等について開館時間を17時までとしていることから、学校施設開放においても夜間体育館利用は平日・土日祝日問わずできませんので、ご理解のほどお願いいたします。

担当 教育委員会事務局総務部総務課
政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618